

## 福井坂井地区広域市町村圏事務組合特別職の職員の費用弁償に関する条例

昭和 47 年 3 月 15 日

条 例 第 2 号

改正	平成 19 年 3 月 29 日	条例第 4 号		令和 2 年 3 月 26 日	条例第 1 号
	平成 20 年 12 月 1 日	条例第 2 号			

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項及び第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の特別職の職員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議員の費用弁償)

第 2 条 議会の議員が職務を行うために要する費用を弁償する。

2 弁償する費用は福井市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 20 年福井市条例第 32 号）を準用する。

(監査委員の費用弁償)

第 3 条 監査委員が職務を行うために要する費用を弁償する。

2 弁償する費用は福井市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 36 年福井市条例第 4 号）を準用する。

(管理者等の費用弁償)

第 4 条 管理者及び副管理者が職務を行うために旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給については、福井市職員等旅費支給条例（昭和 25 年福井市条例第 50 号）（当該条例の規定に基づき定められた規則、規定及び細則を含む。）を準用する。ただし、同条例のうち、「市」とあるは「組合」、「市長」とあるは「管理者」、「副市長」とあるは「副管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井坂井地区広域市町村圏事務組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の規定は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。